

STOP 違法整備!!

令和2年4月1日から特定の自動車のガラス・バンパー等の脱着行為にも認証が必要となります!

次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場ではできません!

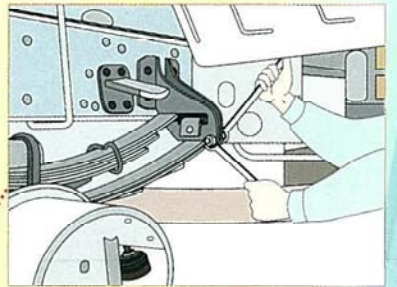
2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



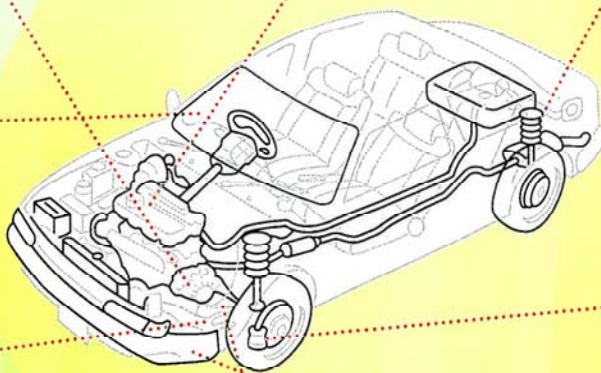
1 原動機 (エンジン脱着)



6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



7 電子制御装置
(自動ブレーキ用センサーなどが装着されているフロントガラスの脱着)



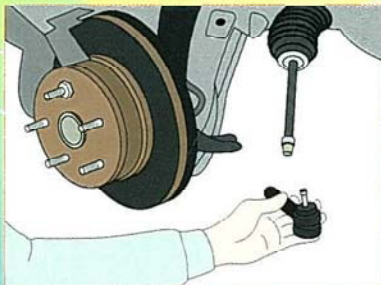
5 制動装置
(ブレーキパッドなどの交換)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



7 電子制御装置
(自動ブレーキ用センサーなどが装着されているグリル・バンパーの脱着)



未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十）第四項又は第七十五条の三第五項の規定による命令に違反した者

認証を受けなければ、特定の自動車の



未認証
NG

● フロントガラス※

● バンパ、グリル※

● カメラ、レーダー※

脱着

※複眼カメラ等が装着されているものに限る。

が行えません!!!!



複眼カメラ

[スバルHPより]



カメラ・ミリ波レーダー複合型

複眼カメラ
ミリ波レーダー
[レクサスHPより]

その作業、本当にやって大丈夫!?

令和2年4月
から

気をつけて

～ガラス・バンパ等の脱着!～



関東運輸局長認証

普通自動車特定整備事業

小型

普通自動車(乗用)

普通自動車(中型)(電子制御装置
整備(自動運行装置を除く)に限る)

普通自動車(小型)(分解整備(走行
装置、操縦装置)に限る)

【事業場標識例】

電子制御装置整備を行う
ためには、認証を取得し、

若草色の標識

を掲示する必要があります。



令和2年4月より、特定整備制度が施行され、経過措置期間を過ぎた後に、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備)を行う場合、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。特定整備事業の認証要件などの詳細は最寄りの運輸支局へお問い合わせください。